## 別紙

## 地区と行政との協働推進に係る当面の事務執行体制等について

- (仮称)協働まちづくり部の創設の見送りに伴い、教育委員会の組織及び権限は 現行どおりとし、市民文化会館と図書館は、引き続き企画政策部の所管とする。
- 現行の行政組織体制のもとで、企画政策部市民協働準備室を中心とする市長部局と教育委員会が連携を図りながら、地区における生涯学習とまちづくりの推進が一体的に図られるよう、
  - 市民協働準備室の事務室を教育委員会事務局フロアに移す。
  - 市民協働準備室は、生涯学習課、中央公民館と密接に連携する。特に、各地区との協議等に際しては、可能な限り教育委員会の職員も協力する。
  - ・ 新年度、増員を予定している集落支援員については、市民協働準備室の職員と 席を同じくし、各地区の運営をさまざまな面から支援する。
- 地区公民館職員等の増員や報酬の増額等については、従来からの課題への対応ということで、議会の判断を仰ぎ実施したい。
- 生涯学習部門の市長部局への移管を含めた行政組織体制の見直しについては、今後、地区のあり方について、各地区での合意形成や市議会での議論、機運の盛り上がりなどを総合的に勘案し、方向性を見定めたうえで、判断することとする。